

3 (1) ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない
 ・養成機関に通う際の生活費がない

高等技能訓練の受講時における給付の充実
 ・支給額の引き上げ
 (現行：月額103,000円→141,000円)
 ・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。(現行：修業期間の後半1/2)

職業訓練機会が充実されていないも、子どもが預けられないので参加できない

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(21～23)
 (母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援(21～23)

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施(21～23)

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない

・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援(21～23)

精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難

職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子家庭等の在宅就業支援(21～23)

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない

母子家庭の母親等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

母子寡婦福祉貸付金の拡充

知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施

○貸付利率の引き下げ
 ○貸付条件の緩和

※この他、「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による事業等を活用し支援を実施

※生活保護世帯について、子どもの健全育成のための相談・援助や、子ども(小・高校生)に対する学習支援のための新たな給付を実施。③-2参照